

【よくある質問】

Q. 補助対象とならない事業とはどのような活動ですか。

A. 1回のイベント開催や、単年度で活動が終了となり継続性が見込まれない活動、既存活動の費用補填を目的とした活動は対象となりません。

Q. 他の自治体へも助成金の申請をしています。その場合、同時に申請をする事は可能ですか。

A. 他の助成金へ申請をしている場合でも当センターの申請は可能です。ただし、他の助成金の採用が決定した時点で、当センターの選考からは除外させていただきます。なお、申請時に他の助成金の申請をしている場合は、その旨を申請書に記載する必要があります。

Q. 学生が申請者となり活動することは可能ですか。

A. 「我（和）がまちづくり（いしかわ地域の魅力創造まちづくり事業）」においては、学生部門による申請が可能です。ただし、学校と事前に活動内容や申請について協議した上で申請して下さい。また、学生だけの活動に留まらず、地域に還元される活動内容が助成対象となります。

なお、「我（和）がまちづくり（いしかわ地域の魅力創造まちづくり事業）」ステップアップ部門、チャレンジ部門、「いしかわこどもの未来創造まちづくり事業」においては、地域団体等との共催により連名の申請で活動するものが対象となります。

Q. 学校が申請者となり活動することは可能ですか。

A. 全事業で申請者となり活動することが出来ます。ただし、学校内や学生だけの活動に留まらず、地域団体等との共催や地域に還元される継続的な活動内容が対象となります。

Q. 団体の運営にかかる人件費は助成対象となりますか。

A. 団体のメンバーや参加者に対する人件費は対象となりません。

Q. 施設整備等による工事委託費は助成対象となりますか。

A. 施設整備が主な目的となる場合、工事委託費は対象となりません。ただし、活動に伴い整備が必要であり、整備内容がまちづくり活動に資するものと認められる場合は、内容を協議した上で判断することになります。

Q. ホームページ作成に係る費用は対象となりますか。

A. デザインなどの制作費は対象となりますが、プロバイダー契約費や維持管理費は対象となりません。

Q. プロジェクターやスクリーンの購入費用は助成対象となりますか。

A. 備品の購入は対象となりません

Q. 採用前（R2. 4. 1～採用決定通知があるまでの期間）の活動費は助成対象となりますか。

A. 申請書に記載のある活動であり、活動成果が認められる場合は助成対象となります。

Q. 活動を進める中で、活動内容（支出内訳）に変更が生じた場合、助成の対象となりますか。

A. 実施申請書に記載が無い活動については、原則助成の対象とはなりません。ただし、活動を進める中で、活動内容に変更が生じることを実施前に協議いただいた場合には、助成の対象と認める事があります。（事前協議無く活動を実施した場合は助成の対象とはなりません）

※上記は、あくまでもお問い合わせの一例となっております。団体規模や活動内容に応じてその都度協議しておりますので、ご不明な点がございましたら、センターまでお問い合わせ下さい。